

京都市訓令甲第18号

府中一般

区役所

市立大学

事業所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

第4条第1項中「総務局総務部行政改革課長」を「総務局総務部文書課長」に、
「行政改革課長」を「文書課長」に改め、同条第2項中「行政改革課長」を
「文書課長」に改める。

第5条第1項中「行政改革課長」を「文書課長」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 文書課長

第6条第2項中「総務局総務部行政改革課」を「総務局総務部文書課」に改め
る。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部行政改革課)